

障害者支援施設における設備基準等の見直しについて 43（管理番号 2 7 2）

令和 7 年 9 月 2 5 日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

提案内容及び二次回答

提案内容

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

二次回答

44

一次回答で回答したとおり、障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、当該基準を「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。

中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方については、今後、社会保障審議会障害者部会等での議論において、構成員である全国知事会や全国市長会も含め、関係者からのご意見もいただきながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。

現行制度

提案のあった「利用者1人あたりの床面積」等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設等基準」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）において、以下の通り定められている。

○利用者1人あたりの床面積・・・従うべき基準

（参照条文：障害者総合支援法第44条第3項第2号・第84条第2項第2号
指定障害者支援施設等基準第1条第2号、障害者支援施設基準第1条第2号）

○サービス管理責任者の配置・・・従うべき基準

（参照条文：障害者総合支援法第44条第3項第1号・第84条第2項第1号
指定障害者支援施設等基準第1条第1号、障害者支援施設基準第1条第1号）

○入所定員の基準・・・・・・・・・・標準の基準

（参照条文：障害者総合支援法第84条第2項第4号、障害者支援施設基準第1条第4号）

障害者支援施設

概要

- 施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 B 型等）を実施する施設。

対象者

- ① 生活介護利用者のうち、区分 4 以上の者（50 歳以上の場合は、区分 3 以上）
- ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援 A 型を利用する者

46

障害者支援施設（日中活動の場と居住支援の場を一体的に指定）

居宅



通所

日中活動の場（昼間）

【介護給付】
・ 生活介護

【訓練等給付】

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 B 型
- ・ 就労継続支援 A 型（経過措置）



居住支援の場（夜間）

【介護給付】

- ・ 施設入所支援

→ 入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施

※居宅で生活する障害者が、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設での短期間の入所を必要とする場合、短期入所としても利用可能（別途、短期入所事業所の指定が必要）

日中活動サービス



通所

※ 障害者支援施設が実施する日中活動サービスを居宅から通所して利用すること、施設入所支援の利用者が障害者支援施設以外が実施する日中活動サービスを利用することも可能。

障害者支援施設（生活介護・施設入所支援を行う場合）における人員・設備・運営基準の概要

○ 障害者支援施設は、日中活動の場と居住支援の場を一体的に指定しており、昼間実施サービスによって人員配置が異なる。

日中活動の場（昼間）※生活介護を行う場合

人員基準	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上
	理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上（1人以上は常勤）
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、 常勤換算 で①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数 ①平均障害支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上	
	サービス管理責任者	利用者60名以下：1人以上 利用者61名以上：1人に、利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

居住支援の場（夜間）※施設入所支援

人員基準	生活支援員	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	サービス管理責任者	当該施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること

※施設長を障害者支援施設に1人配置（専従で配置。ただし、管理上支障がない場合は他の業務等に従事可能。）

設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障のない広さを有し、必要な機械器具等を備えること		
	居室	● 居室の定員：4人以下 ● 地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること ● 寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ● 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること		
	食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること	洗面所・便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
	浴室	利用者の特性に応じたものとする	廊下幅	1.5メートル以上（中廊下の幅は、1.8メートル以上）

基準・運営	規模	障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。 ○生活介護 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上） ○施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）
-------	----	---

(参考) 参照条文①

障害者総合支援法（抄）

（指定障害者支援施設等の基準）

第四十四条 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 （略）

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

一 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積

三 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

4 （略）

（施設の基準）

第八十四条 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

一 障害者支援施設に配置する従業者及びその員数

二 障害者支援施設に係る居室の床面積

三 障害者支援施設の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

四 障害者支援施設に係る利用定員

3 （略）

(参考) 参照条文②

指定障害者支援施設等基準（抄）

（趣旨）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条、第二十九条及び第三十三条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準

二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準

三・四 （略）

（従業者の員数）

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（１）～（２） （略）

（３） サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

（一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数

（一） 利用者の数が六十以下 一以上

（二） 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ～ニ （略）

ホ イ（３）のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

二～六 （略）

2・3 （略）

（設備）

第六条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 居室

イ～ロ （略）

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること

ニ～ト （略）

三～八 （略）

(参考) 参照条文③

障害者支援施設基準 (抄)

(趣旨)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び第四条第三項において「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第十一条(第一項第二号口及び第七号口を除く。)、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十二条第三項の規定による基準

二 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第一項(居室に係る部分に限る。))及び第二項第二号ハの規定による基準

三 (略)

四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号口及び第七号口並びに第十二条の二第二項の規定による基準

五 (略)

(規模)

第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあっては、十人以上)

二 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十人以上)

2 (略)

(参考) 参照条文④

障害者支援施設基準（抄）

（設備の基準）

第十条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 居室

イ～ロ （略）

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ～ト （略）

三～八 （略）

3・4 （略）

（職員の配置の基準）

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長 一

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）～（2） （略）

（3） サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）（一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数

（一） 利用者の数が六十以下 一以上

（二） 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ～ニ （略）

ホ イ（3）のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

三～七 （略）

2～4 （略）

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生（※）

※介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

（1）サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・ 地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
 - 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等
- ・ 地域の介護等を支える法人への支援

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・ 包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・ 既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

（2）人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・ テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・ 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・ 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

（3）地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・ 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

（4）福祉サービス共通課題への対応（分野を超えた連携促進）

- ・ 社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・ 地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・ 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・ 福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直しについて（管理番号 3 5 2）

令和 7 年9月25日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

提案内容及び二次回答

提案内容

- 障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

二次回答

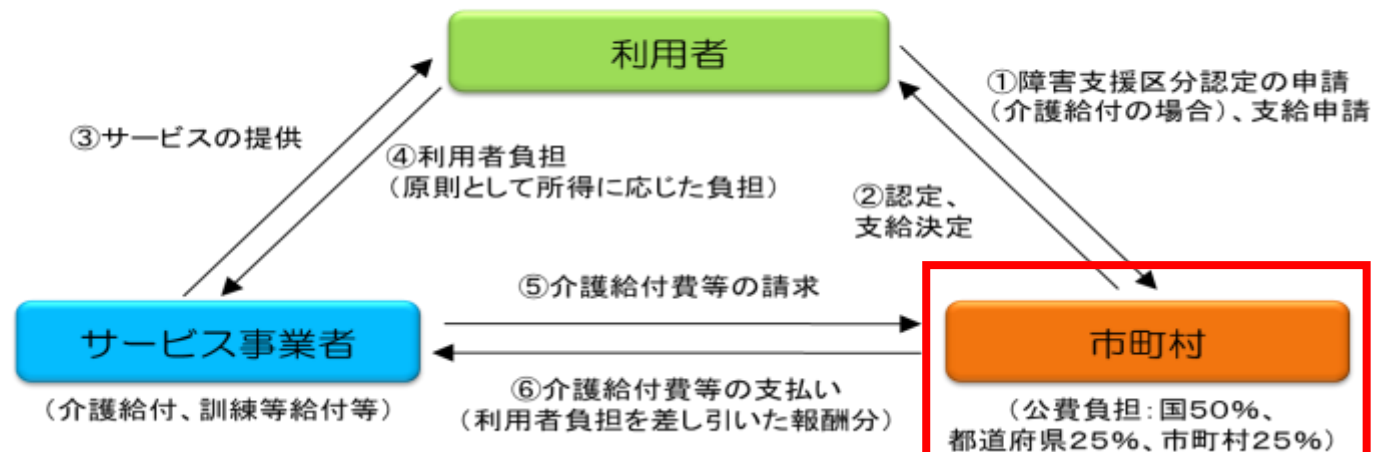
- 1次回答で回答したとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。
- 54 ○ また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであり、また、介護給付費等は支給決定を受けた障害者等に支給するものを法定代理受領方式により事業者を支払っているものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。この点、本制度の扱いについては、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要です。
- 一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。 1

現行制度について

現行制度

- 市町村は、支給決定を受けた障害者等が、都道府県等（都道府県、政令指定都市又は中核市）が指定する障害福祉サービス事業者等から当該指定に係るサービスを受けたときに、介護給付費等を支給することとされており、当該障害者等に代わり、当該障害福祉サービス事業者等に支払うことができることとされている。
- 介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に関する返還請求についても市町村が行うこととされている。
- 介護給付費等については、市町村の支弁とされ、その一部について国が負担するとされており（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）、国庫負担金を交付している。
- 当該交付金が過大に交付されている場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、国は市町村に対して返還を命じなければならないこととされている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



（参考）参照条文①

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第百123号）（抄）

（不正利得の徴収）

- 第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。
- 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（介護給付費又は訓練等給付費）

- 第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- 2～3（略）
- 4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。
- 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の主務大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。
- 8（略）

（参考）参照条文②

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第百123号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一～十三 （略）

4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定めるものとする。

5 （略）

6 関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（市町村の支弁）

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下「障害福祉サービス費等」という。）の支給に要する費用

二～六 （略）

（国の負担及び補助）

第九十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十

二・三 （略）

2 （略）

（参考） 参照条文③

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② （略）

第二十一条の五の七 （略）

②～⑩ （略）

58 ⑪ 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。

⑫ 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

⑬ 市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十一条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

⑭ 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

（参考）参照条文④

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

② 放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一～十四 （略）

④ 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、内閣府令で定める基準に従い定めるものとする。

⑤ （略）

⑥ 関係市町村長は、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十一条の五の三第一項の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

⑦ 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、第二十一条の五の三第一項の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

⑧ 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十一条の五の三第一項の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二～八 （略）

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

（参考）参照条文⑤

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

③～⑤ （略）

⑥ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 （略）

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 （略）

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

事業所の不正・算定誤りによる過大請求の未然防止に係る周知 (令和7年3月14日 障害保健福祉関係主管課長会議資料(抜粋))

5 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ア 障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和4年度以前（H30～R4）の交付額について、令和6年度において再確定を行っている。（791件、返還額826百万円・追加交付額1,878百万円）

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

こうした点も踏まえ、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。また、上記の研修会の開催等については、障害福祉サービス事業所等サポート事業も活用可能であるため、積極的に活用いただきたい。

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

社会保障審議会障害者部会	
第146回(R7.3.14)	資料1
こども家庭審議会障害児支援部会	
第11回(R7.3.17)	資料1

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
- ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。

- Q3 ○ また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児福祉計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

<今後のスケジュール(想定)>

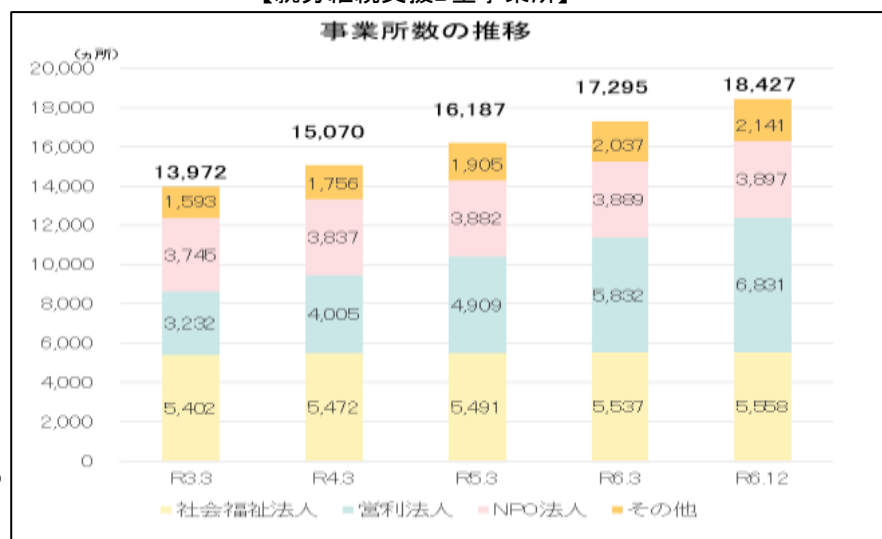
令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

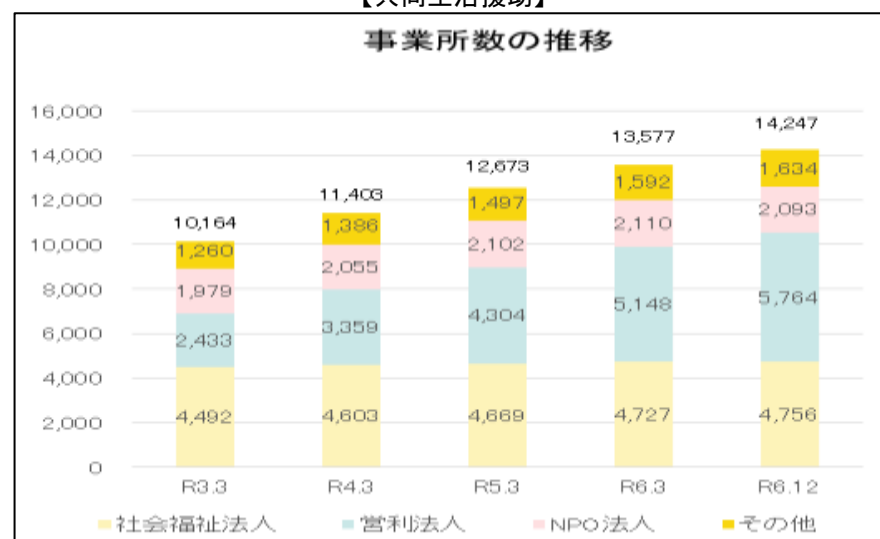
令和9年度 計画実施(～令和11年度)

事業所数・設置主体別割合の推移

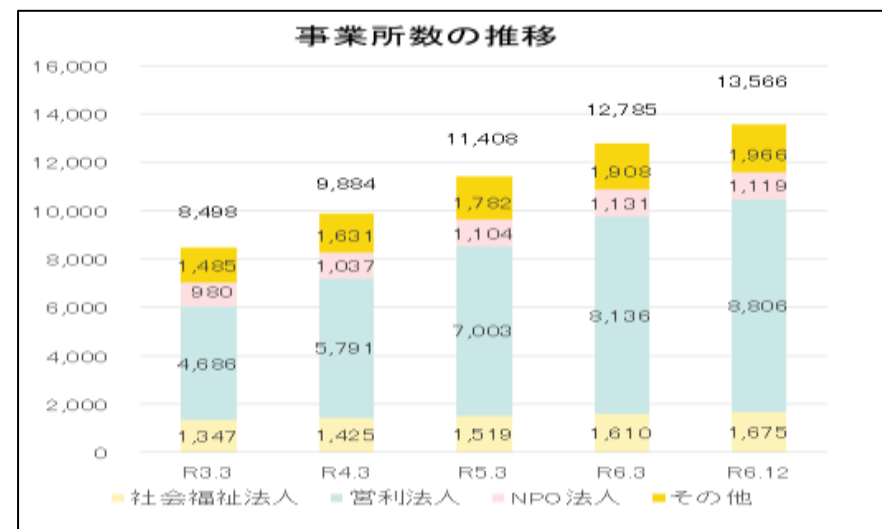
【就労継続支援B型事業所】



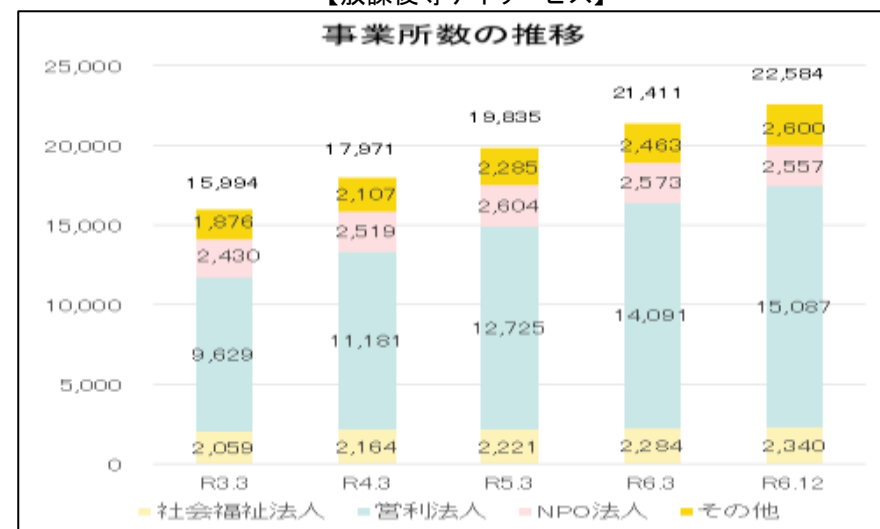
【共同生活援助】



【児童発達支援】



【放課後等デイサービス】



共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していく」ことが検討の方向性として盛り込まれた。
- 今後の議論に向けて、共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。
- また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

ガイドライン（案）の概要

- 共同生活援助は様々な障害者が多様な暮らしを営んでいるが、運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するために、その運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準として基本的な事項を指定基準（*）に沿って作成したもの。

<目次>

- | | | |
|-----|------------------------------|-------------------------------------|
| 第1章 | 障害者福祉の基本理念 | （基本理念、虐待の防止、意思決定支援） |
| 第2章 | 共同生活援助の全体像 | （人員基準、運営規程、緊急時等の対応、業務管理体制の整備、苦情解決等） |
| 第3章 | 共同生活援助の提供すべき支援の内容 | （共同生活援助における支援と連携すべき関係機関、具体的な支援の内容等） |
| 第4章 | 支援の質の向上のための取組 | （事業者における取組、地域との連携） |
| 別添1 | 共同生活援助ガイドライン（案）自己チェックシート | |
| 別添2 | 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等 | |
| 別添3 | 参考資料一覧 | |

今後（予定）

- 令和7年度障害者総合福祉推進事業の「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- また、調査研究により作成されたガイドライン（案）について、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定。

* 指定基準（基準第210条の5第5項）において、「共同生活援助事業者はその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。ガイドラインに基づいた自己評価を事業所内で共有したり自治体による集団指導や研修等において活用することや、指定共同生活援助事業者が自ら開催する地域連携推進会議において自己評価の内容を報告し、会議の構成員から客観的な助言をうけること等で支援の改善につなげていく。

自治体における就労継続支援事業所の要件確認等の実態に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 自治体における就労継続支援事業の指定業務や経営改善計画に基づく指導状況等の実態を把握し、新規指定や既存事業所に対する指導等を行う際の観点について検討を行い、参考となる優良事例の周知を行うことを目的。(自治体に対するアンケート・ヒアリング調査、有識者会議等における検討を実施)

報告書概要

- 自治体における指定・指導事務の担当部署の人員配置は、都道府県・政令市では4～6名、中核市では1～3名が多い。うち、担当年数が3年以上の職員数はほとんどが1～2名。就労支援を専任的に担当する職員の配置は、都道府県・政令市は2～3割程度であり、中核市はほとんどいない。
- 就労系サービスは、福祉に加えて生産活動や民間企業の決算書類に関する知識など、複雑かつ広範囲にわたる知識・経験が必要とされることから、制度理解や書類審査において難しさを感じる職員が多い。
- 多くの自治体が専任者の必要性を感じる一方、様々な課題があり実現に至っていない。一方で、以下のような自治体事例もあり、効果は数字にも表れている。
 - ・新規指定申請の審査のために中小企業診断士・公認会計士等の専門家会議を設置し、事前協議に申込みのあった事業所を全件審査
 - ・指導担当部署に会計・企業決算等の専門的知識を持つ会計年度任用職員を配置し、A型に特化したチームを作り、指導等を実施
- 特に会計や雇用、営業許可等に精通する専門家等が、新規申請時に自治体職員をサポートする仕組みは非常に効果が高い。
- 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、それをもって直ちに指定申請自体を不受理にできない等の課題があり、例えば国から就労支援事業に特化した指定・指導事務要領や通知、ツールの提供など、自治体職員の事務の根拠や後ろ盾の提供が求められている。
- 以上を踏まえ、
 - ・新規指定時に自治体が申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
 - ・指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、負担軽減になるチェックツール等の開発・提供が必要と考えられる。

今後（予定）

- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。